

「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について

令和 7 年 3 月 1 日
郡山市契約検査課

令和 7 年 3 月改定の公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）を受けて、令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を行う「工事」及び「測量並びに工事の設計及び工事に関する調査（以下「業務委託」という。）」のうち、令和 6 年 3 月 1 日改定の公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）を適用して予定価格を積算した契約につきまして、以下のとおり特例措置を定めます。

1 工事

（１）措置の内容

新労務単価の決定に伴い、１（２）に定める工事の受注者は、郡山市工事請負契約約款第 59 条の規定に基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

（２）適用対象工事

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

（３）請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出します。

変更後の請負代金額＝ $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

（４）協議の請求期限

変更協議の請求期限については、当初契約締結日から起算し 60 日以内となりますのでご注意ください。

2 測量並びに工事の設計及び工事に関する調査

(1) 措置の内容

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、2 (2) に定める測量並びに工事の設計及び工事に関する調査（以下「業務委託」という。）の受注者は、郡山市委託契約約款第 38 条の規定に基づき、旧技術者単価及び旧労務単価に基づく契約を新技術者単価及び新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

(2) 適用対象業務委託

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を行う業務委託のうち、旧技術者単価及び旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

(3) 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出します。

変更後の業務委託料 = $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k : 当初契約の落札率

(4) 協議の請求期限

変更協議の請求期限については、当初契約締結日から起算し 60 日以内となりますのでご注意ください。

(事務担当：契約検査課 工事契約係 電話 024-924-2601)